

令和6年能登半島地震被災地への衛星放送を活用した
情報提供の継続について

3月7日、総務省情報流通行政局長からNHKに対し、「令和6年能登半島地震における被災地への情報提供の継続について(要請)」が発出された。3月12日の第29回理事会において、「必要性があり、制度面等でも問題がないと判断した場合に、運用継続を実施する」方針を決定し、その旨を同日開催された第1443回経営委員会に報告した。必要性や制度面等の課題について検討を行った結果、現時点では、4月1日からおよそ1か月間をめどに継続することとし、総務大臣に必要な認定申請※を行いたい。

※旧BSプレミアムの放送の業務は、当初予定通り3月31日で終了する。4月以降は引き続き BS103 チャンネルで、地上テレビジョン放送の受信対策として、放送法第8条に規定する「臨時かつ一時の目的のための放送」(臨時災害放送)を行う。

【衛星基幹放送の業務認定申請の概要】

1.基幹放送の種類

臨時かつ一時の目的のための放送-テレビジョン放送

2.業務開始の予定期日

2024年4月1日

3.放送事項

令和6年能登半島地震の被害を軽減するために役立つ事項

(地上テレビジョン放送の受信対策として、NHK金沢放送局の地域向けニュースや全国ニュースなどを含めた総合テレビのほぼすべての番組を放送する)